

1.飯舘村訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,172単位		1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055
A2	2111	訪問型サービスⅠ・日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 39単位		1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,324単位		1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108
A2	2211	訪問型サービスⅡ・日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位		1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715単位		1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344
A2	2321	訪問型サービスⅢ・日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位		1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算	200
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ	ホ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	6269	訪問型サービス処遇加算改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算
A2	6270	訪問型サービス処遇加算改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算
A2	6271	訪問型サービス処遇加算改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算
A2	6273	訪問型サービス処遇加算改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算
A2	6275	訪問型サービス処遇加算改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算
A2	6278	訪問型サービス特定処遇加算改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算
A2	6279	訪問型サービス特定処遇加算改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算